

選定審査の進め方について（案）
（資料 6-1「10 事業候補者の選定方法等」関連）

1 第一次審査（書類審査） : 第 3 回選定委員会（10 月 1 日）実施予定
第 4 回選定委員会（10 月下旬）実施予定

- ① 応募事業者から提出のあった申請書類は、別に定める評価基準、評価項目、配点等に基づき、その評価を行います。（※）
- ② 応募事業者から提出のあった申請書類のうち財務関係書類については、財務に関する専門家（公認会計士、税理士等）に対して書面により意見聴取を行い、その意見を評価の参考とします。
- ③ 全委員の評価得点を合計した総評価得点が、その配点を合計した総配点の 6 割に満たないときは、当該応募事業者を事業候補者として選定しないものとします（例：各委員の配点 100 点×6 名の委員の場合、360 点未満のときに失格）。
- ④ 応募事業者が 4 法人以上あった場合は、当該審査により、上位 3 法人を選定するものとします。

2 第二次審査（実地調査、面接審査その他総合審査）

(1) 実地調査 : 11 月上旬～中旬（平日）実施予定

- ① 第一次審査を通過した応募事業者が現に運営する保育所の実地調査を行います。
- ② 実地調査は、委員長が指名する 2 名以上の委員により行うものとし、その報告を評価の参考とします。

(2) 面接審査 : 第 5 回選定委員会（11 月下旬）実施予定

- ① 応募事業者から事業計画についてのプレゼンテーション（概要説明）を受けるとともに、面接を実施し、事業計画についてヒアリングを行います。
- ② 面接審査は、応募事業者の理事長、理事のほか、施設長予定候補者又は主任保育士予定候補者を面接審査の時点で具体的に提案できる場合は、その者の出席を要請し、出席者は各事業者 4 名以内とします。
- ③ 面接審査は、事業者 1 法人当たり 1 時間以内で実施します。

(3) 総合審査 : 第 5 回選定委員会（11 月下旬）実施予定
第 6 回選定委員会（12 月中旬～下旬）実施予定

- ① 第二次審査で実施した上記(1)及び(2)の評価のほか、第一次審査における書類審査の評価結果を踏まえて総合審査を行い、選定委員会として事業候補者順位を決定し、答申（案）の策定を行います。
- ② 第一次審査及び二次審査における全委員の評価得点を合計した総評価得点が、その配点を合計した総配点の 6 割に満たないときは、当該応募事業者を事業候補者として選定しないものとします。（例：各委員の配点 200 点×6 名の委員の場合、720 点未満のときに失格）

※ 第一次審査及び第二次審査の評価基準等は第 2 回選定委員会において審議予定